

「よつぼし」の苗・鉢植え株等をご購入の方へ(一般消費者・家庭菜園向け説明)

「よつぼし」は、種子繁殖の品種ですが、従来のイチゴと同様にランナー増殖(株からツルが伸び、その先にできる子苗で増やす方法)することも可能です。このようなランナー増殖した株等の取扱いを含め、品種が正しく利用されるよう、次の点にご注意ください。

1. <他人への譲渡禁止>

ランナー増殖した株を他人に譲渡することは、有償・無償を問わず、種苗法違反になります。懲役・罰金や損害賠償の対象になることがあるのでご注意ください。

2. <家庭内での利用について>

「よつぼし」の場合、ランナー増殖した株を自分の家庭内で利用することが認められています(必ず自分の家庭内であること)。その場合、病虫害が蔓延しないよう、2年に1回以上は更新してください。

3. <海外持ち出し禁止>

「よつぼし」は、果実を除く全植物体(種子、苗、株、ランナー、花粉、組織等一切の遺伝資源)の海外への無断持ち出しが禁止されています。自ら持ち出さないだけでなく、持ち出す人に譲渡することもできません。

3. <種子と品種名ロゴについて>

「よつぼし」の果実から採れる種子は「よつぼし」ではありません(親子でも性格が異なるように)。このようなまがい物と区別するため、正当な「よつぼし」の種苗、株や果実等にはロゴマークを表示するようにしています。ご購入の際、ご確認ください。



(縦書き・横書きあり)